

## 水戸市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）の概要について

### 1 目的

歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動が一体となった「歴史的風致」を後世に継承するため、2008（平成 20）年に、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「歴史まちづくり法」という。）が施行されました。本市においては、2009（平成 21）年度に「水戸市歴史的風致維持向上計画」を策定し、国の支援を受けながら、風格ある歴史まちづくりを進めました。

2018（平成 30）年度で同計画が終了し、さらなる歴史的風致の維持及び向上を図るため、上位計画の「水戸市第 6 次総合計画ーみと魁プランナー」や関連計画等との整合を図りながら、水戸市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）を策定しました。

### 2 計画期間

計画期間は、2019 年度から 2028 年度までの 10 か年です。

### 3 維持及び向上すべき歴史的風致（P55～）

本市における歴史的風致を、以下のとおり定めました。

- (1) 梅まつりに代表される借楽園や千波湖周辺の歴史的風致（P57～）
- (2) 文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風致（P75～）
- (3) 郷土の祭礼にみる歴史的風致（P91～）
  - ア 下市に伝わる吉田神社の秋季祭礼
  - イ 古式ゆかしい八幡宮の祭礼
  - ウ 東照宮の祭礼と水戸黄門まつりからみる中心市街地の賑わい
  - エ 武家のお祭り鹿島神社の祭礼
  - オ 虫切りで知られる有賀神社のお磯下り
  - カ 風土記の里に伝わる「ささらばやし」

### 4 歴史的風致の維持及び向上に関する方針（P144～）

#### (1) 歴史的建造物等の整備、保存、活用

- ア 歴史的風致形成建造物、指定文化財、又は登録有形文化財に指定・登録された歴史的建造物等について、整備（耐震補強・修理・復元を含む。）を行いながら保存を進めるとともに、観光資源等として活用します。
- イ 新たな歴史的風致形成建造物、指定文化財、又は登録有形文化財への指定・登録に向けた調査・研究を進めます。あわせて、歴史的風致形成建造物、指定文化財、又は登録有形文化財に指定・登録された歴史的建造物等の調査・研究を進めます。

#### (2) 歴史的建造物等を取り巻くまちなみの維持・向上

- ア 公園及び道路等の公共施設について、歴史的背景や景観に配慮した整備を進めます。
- イ 建築物（門や塀なども含む。）の形態意匠の誘導や屋外広告物等の規制等により、歴史的建造物等と調和した景観形成を進めます。

#### (3) 民俗芸能や年中行事等の次世代への継承と活性化

- ア 民俗芸能や年中行事等の次世代への継承を図るため、伝承保存や後継者の育成を支援します。
- イ 民俗芸能等の保護団体と協働し、発表機会を提供する等、活動の活性化を図ります。

#### (4) 歴史的風致等に関する情報発信と市民への普及啓発

- ア 広報誌をはじめ、ホームページや SNS 等を通して、日本遺産の認定を受けた文化財をはじめ

とする歴史的風致や歴史的資源に関する情報発信に取り組みます。また、多言語化に対応した文化財説明板を設置し、世界中から水戸を訪れた人々に対して、水戸の歴史・文化について理解の促進に努めます。

イ 各種イベントや講座等の実施による普及啓発を通して、市民の歴史的風致や歴史的資源に対する意識醸成を図ります。

## 5 重点区域の位置及び区域 (P146～)

本計画の範囲は市内全域ですが、特に整備事業を推進する、重点区域を設定しました。本市の歴史的風致は水戸城下町を中心として構成されていることから、水戸城跡及びその城下町を中心にして、第1期と同じ範囲を設定しています。

(1) 名称 水戸市歴史的風致保存・形成区域 (P149～)

(2) 面積 約 1,160ha

## 6 歴史的風致の維持及び向上に関する事業 (P177～)

(1) 歴史的建造物等の整備、保存、活用に関する事業 ※ (P179～)

- ア 弘道館公園整備事業
- イ 偕楽園公園整備事業
- ウ 保和苑整備事業
- エ 水戸城大手門・二の丸角櫓復元整備事業

(2) 歴史的建造物等を取り巻くまちなみの維持・向上に関する事業 ※ (P183～)

- ア 弘道館東側用地整備事業
- イ 千波公園整備事業
- ウ 都市景観形成助成事業
- エ 水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業
- オ 三の丸地区周辺景観整備事業

※重点区域内の事業

(3) 民俗芸能や年中行事等の次世代への継承と活性化に関する事業 (P187～)

- ア 水戸市民俗芸能文化財等伝承事業補助金交付事業
- イ 民俗芸能実演支援事業

(4) 歴史的風致等についての情報発信と市民への普及啓発に関する事業 (P189～)

- ア 文化財・まちなみ巡り事業
- イ 観光周遊バス運行事業
- ウ 歴史的風致に関連した祭り開催支援事業
- エ 歴史的風致情報発信推進事業

## 7 歴史的風致形成建造物の指定及び管理 (P194～)

第2期計画においても歴史的建造物の調査を行いながら、歴史的風致維持形成建造物の指定を進め、所有者とともに適切な保護・保存及び活用に努めます。